

新旧対照表（2017 年 9 月 各種ローン規定改定）

『ネットキャッシング規定』第 7 条（自動融資）

『借り入れおまとめローン規定』第 7 条（自動融資）

『クレジットライン規定（2005 年 9 月 1 日以降に契約された方）』第 6 条（自動融資）

『クレジットライン規定（2005 年 8 月 31 日までに契約された方）』第 6 条（自動融資）

『カードローン規定』第 6 条（自動融資）

旧	新
1. お客さまは、当社所定の方法により利用の申込みをし、当社が認めた場合には、本取引において、返済用普通預金口座（以下「返済用口座」といいます）が当社所定の口座振替契約または当社所定の海外でのATM利用による預金引出しを除くJNB Visaデビットの利用による出金のため資金不足となった場合、当社から貸越極度額の範囲内でその不足相当額を自動的に借入れるサービス（以下「自動融資」といいます）を利用することができます。	1. お客さまは、当社所定の方法により利用の申込みをし、当社が認めた場合には、本取引において、返済用普通預金口座（以下「返済用口座」といいます）が当社所定の 以下取引（以下「自動融資対象取引」といいます）により 資金不足となった場合、当社から貸越極度額の範囲内でその不足相当額を自動的に借入れるサービス（以下「自動融資」といいます）を利用することができます。 a. 口座振替契約による出金 b. JNB Visa デビットによる支払い（海外での ATM 利用による預金引出しを除く） c. 国内での提携 ATM 利用による預金引出し
2. お客さまが自動融資を利用する場合、本契約の他の規定にかかわらず、暗証番号の入力および当社ホームページでの借入操作は不要とします。	2. お客さまが自動融資を利用する場合、本契約の他の規定にかかわらず、 当社ホームページでの暗証番号の入力および借入操作 は不要とします。
4. 返済用口座に対して同日に複数件の口座振替の請求またはJNB Visaデビットの利用があり、資金不足合計額が自動融資のできる額を超えるときは、そのいずれの請求相当分を自動融資するかは、当社の任意とします。	4. 返済用口座に対して、同日に複数件の 自動融資対象取引 があり、資金不足合計額が自動融資のできる額を超えるときは、そのいずれの請求相当分を自動融資するかは、当社の任意とします。

5. 第1項に定める自動融資の対象となった出金に係る口座振替契約または JNB Visaデビットの利用が取消された場合であっても、自動融資の効力に影響を与えないものとし、お客さまは、本契約に従って当該融資に係る金額を返済するものとします。

5. **自動融資対象取引**が取消された場合であっても、自動融資の効力に影響を与えないものとし、お客さまは、本契約に従って当該融資に係る金額を返済するものとします。